

免除を受けられる範囲（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳用）

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、個々の障害が下の表に示す等級に該当しなくても、複数障害を有する場合、下記のいずれかに該当すれば免除の対象となります。

- (1) 同一の障害の区分に属する障害のみを合算し、合算した等級が下の表に示す等級
 (ただし、視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転又は常時介護者運転は2級以上)になる場合
 (2) 下肢障害6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果合算後等級が2級以上となる場合
 (生計同一者及び常時介護者による運転のみ)

区分	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
								上肢機能	移動機能
本人運転	1級～3級・4級の1 (両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの)	2級・3級	3級	3級の喉頭摘出による音声機能障害に限る	1級・2級の1 (両上肢の機能の著しい障害)・2級の2 (両上肢のすべての指を欠くもの)	1級～6級	1級～3級・5級	1級・2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級～6級
生計同一者・常時介護者運転	同上	同上	同上	同上	同上	1級・2級・3級の1 (両下肢をショッパー関節以上で欠くもの)	1級～3級	同上	1級～3級 (一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)